

行政視察報告書

会派 誠の会

視察日 平成30年 2月 1日(木)

研修先

農林水産省林野庁 林政部・森林整備部・森林部・国有林野部

研修内容

- (1) 松くい虫被害対策について
 - ア 松くい虫の被害の現状
 - イ 松くい虫被害発生メカニズム
 - ウ 松くい虫被害対策の概要
- (2) 林道整備について
 - ア 路網の区分及び役割について
- (3) 「仮称」森林環境税及び森林環境譲与税と森林管理制度について

(1) 松くい虫被害対策について						
ア 松くい虫の被害の現状について						
<ul style="list-style-type: none"> ・全国の松くい虫被害量は、昭和54年度の約243m³をピークに減少傾向である。 (松くい虫の被害の初めての発生は明治38年、長崎県で) 平成28年度の被害量は、約44万m³ (ピーク時の昭和54年の5分の1) ・松くい虫被害は、我が国最大の森林病虫害で、平成28年度は、北海道を除く46都府県で被害が発生、長野県も昭和56年発生以来、被害が拡大している。 						
イ 松くい虫の被害発生メカニズム						
<ul style="list-style-type: none"> ・マツノザイセンチュウ (長さ1mm) の虫が松の樹体内で活動し、通水阻害を起こし、松が枯損 ・衰弱した松に産卵するマツノマダカミキリが線虫を媒介することで、松くい虫被害が周囲に拡大 						
ウ 松くい虫の活動メカニズム						
<ul style="list-style-type: none"> ・5月～7月に羽化したカミキリが線虫を体内に入れて樹体内から脱出 → カミキリ成虫が若枝の皮を食べる時に線虫が松の樹体内に侵入 → 樹体内で線虫が増殖し、松が衰弱 → 夏～秋にかけて衰弱した松にカミキリが産卵 → ふ化した幼虫は樹皮下で成長し、成熟した幼虫が材内のサナギ室で越冬 → このサイクルで松かれ被害発生 						
☆ 松くい虫被害の上位3県 (長野県、島根県、鹿児島県) の近年の状況						
区 分	被 害 材 積 (m ³)					H28年度 前年度対比
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
長野県	65.6	79.9	76.6	77.7	74.4	96%
島根県	106.2	56.4	49.7	13.2	11.2	85%
鹿児島県	83.3	85.1	82.2	69.6	70.2	101%
※ 上記の表で島根県内の松くい虫被害、平成24年106.2m ³ が、平成28年度においては11.2m ³ まで減少させることができました。広域で、被害抑制に取り組まれた効果の表れと考えられます。						
☆ 平成30年度事業予算概要 (国予算)						
森林病虫害等被害対策事業要求額 7億1,799万円						
<ul style="list-style-type: none"> ・対策のポイント 森林病虫害等(松くい虫等)による被害対策として、必要な取り組みを実施し、引き続き、防除対策等を推進する。 ・政策目標 保全すべき松林の被害率を全国的に1%に抑制 						
(2) 林道整備について						
ア 路網の区分及び役割について						
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 一、森林の整備・保全を実施し、林業の生産性向上を図るため、路網と 						

高性能林業機械等、効率的な作業
一、路網については「林道」、「丈夫で簡易な道」に大別し、役割等に応じた適切な路網ネットワークの整備を進める。
イ「林道」は、効率的な森林の整備、地域産業の振興等を図る。
・原則として、不特定多数の者が利用する安全施設を完備した公共施設
ウ「丈夫で簡易な道（林業専用道）」とは、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせ、森林作業道の機能を高め、木材輸送機能を強化、補完する。
・特定の者が森林施業のため利用する恒久的公共施設で、大型車輛の走行を想定した道路
エ「丈夫で簡易な道（森林作業道）」とは、導入する作業システムに対応し、森林整備の促進を図る。
・特定の者が森林施業のために利用し、2 t積程度のトラックや林業機械の走行を想定、集材等のために必要な道路
オ 林道整備事業促進には、各種事業者が要請実施する。（要請は地方公共団体、森林組合、事業者など）
(3) 「仮称」森林環境税及び森林環境譲与税と新たな森林管理制度について
☆ 平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設
ア〔基本的な枠組み〕
・ 森林環境税は、国民皆で森林を支える仕組みとし、個人住民税均等割の枠組みを活用、市町村が住民税と併せて賦課徴収
・ 森林環境税は、市町村、都道府県に全額を森林環境譲与税として譲与、市町村が行う間伐や人材育成担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備促進に関する支援等の費用に充てる。
イ〔時期及び規模等〕
・ 住民税均等割の税率引き上げが平成35年度までに行われることを考慮、平成36年度から課税、年額1人当たり1,000円
・ 新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税の譲与は、平成31年度から行う。平成31年度から平成35年度までの歳入は借入れとする。
ウ〔新たな森林管理制度〕
・ 平成31年度から施行（森林関連法案を次期通常国会に提出）
☆ 森林関連法案
目的 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理のため
(ア) 森林所有者に適切な森林管理の責務を明確化

- (イ) 森林所有者自ら森林管理ができない場合、市町村が森林管理の委託を受け、林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
 - (ウ) 再委託できない森林は、再委託までの間、市町村が管理
 - (エ) 意欲と能力ある林業経営者の森林管理の条件整備
 - (オ) 路網整備の一層の推進や集中的高性能林業機械の導入、主伐、再造林の一貫作業システムの普及が必要
- 以上の内容の法案提出を検討

※ 研修でご説明いただいた林野庁の職員名（敬称略）

林野庁

森林整備部 計画課企画班	課長補佐	城 風人
林政部 企画課年次報告班	課長補佐	吉本昌朗
森林部 研究指導課森林保護担当	課長補佐	幸地 宏
国有林野部 業務課供給企画班	課長補佐	高塚慎司
研究指導課普及教育班	課長補佐	中島朝長
国有林野部 業務課供給対策班	課長補佐	内海和徳
森林整備部 整備課企画班		小西力哉

以上、研修報告といたします。

平成30年 2月26日

松本市議会議員 上條 俊道 様

会派 誠の会

